

2 平成20年度に成立した主な法律等

法律名：駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年4月18日	施行年月日：平成20年4月18日
法律番号：17	主管部局：職業安定局雇用開発課
<p>内容：</p> <p>1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正 駐留軍関係離職者等臨時措置法については、平成20年5月16日にその効力を失うこととされていたが、これを平成25年5月16日限りその効力を失うことと改め、同法の有効期限を5年延長する。</p> <p>2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法については、平成20年6月30日にその効力を失うこととされていたが、これを平成25年6月30日限りその効力を失うことと改め、同法の有効期限を5年延長する。</p>	

法律名：戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年4月18日	施行年月日：平成20年4月18日
法律番号：20	主管部局：社会・援護局援護課
<p>内容：</p> <p>国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、5年償還の無利子の国債を支給する。</p>	

法律名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年5月2日	施行年月日：平成20年5月12日
法律番号：30	主管部局：健康局結核感染症課
<p>内容：</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に位置づけ、当該感染症に対する入院措置等の法的根拠を整備。</p> <p>② 発生直後から対策を実施できるよう、新型インフルエンザを感染症法及び検疫法（昭和26年法律第201号）に位置づけ、検疫措置、入院措置等の規定を整備。</p> <p>③ 併せて、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対する健康状態の報告要請や、外出自粛の要請規定の創設、停留先施設に医療機関以外の施設を追加する等、まん延防止策を拡充。</p>	

法律名：介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年5月28日	施行年月日：平成21年5月1日
法律番号：42	主管部局：老健局振興課
<p>1. 法律の趣旨 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。</p> <p>2. 改正の骨子</p> <p>(1) 介護保険法の一部改正</p> <p>① 介護サービス事業者に対する規制の見直し</p> <p>ア 介護サービス事業者(以下「事業者」という。)に対し、業務管理体制の整備を義務付けるとともに、事業者はその整備状況を指導監督を行う者*に届け出るものとする。</p> <p>イ ア)の指導監督を行う者は、必要があると認めるときは、事業者の本部等への立入検査を行い、事業者に対して是正勧告・命令を行うことができる。</p> <p>※ 二以上の都道府県に事業所を展開している事業者 厚生労働大臣 同一県内で事業所を展開している事業者 都道府県知事 同一市町村内で地域密着型サービスのみを展開している事業者 市町村長</p> <p>② 処分逃れ対策</p> <p>ア 事業者の事業廃止届の届出について、事後届出制から事前届出制とする。</p> <p>イ 立入検査中に事業廃止の届出をした事業者について、指定・更新の欠格事由に追加する。</p> <p>ウ 指定取消を受けた者が、密接な関係にある者に事業移行をして事業継続を図ろうとする場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。</p> <p>③ 指定・更新時等の欠格事由の見直し</p> <p>一事業所の指定取消により、他の事業所の指定・更新を一律に認めない仕組み(いわゆる連座制)を改め、不正行為への組織的関与の程度などを十分に踏まえ、指定・更新をすることが適当な事業所は指定・更新ができる仕組みとする。</p> <p>④ サービス確保対策</p> <p>ア 事業者に対して、事業廃止時の利用者へのサービス確保対策を義務付ける。</p> <p>イ 指定権者は、事業者がア)の義務を果たしていないと認めるときは事業者に対し、改善勧告・命令を行うことができる。</p> <p>ウ 厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、利用者のサービスを確保するため、利用者、事業者等の関係者間の連絡調整等を行う。</p> <p>⑤ その他</p> <p>介護報酬の不正請求を行った事業者に対して、市町村が返還を求める返還金及び加算金について、強制徴収できるようにする。</p> <p>(2) 老人福祉法の一部改正</p> <p>老人居宅生活支援事業及び有料老人ホーム等の廃止届について、上記(1)②ア)と同様の改正を行う。</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>平成21年5月1日</p>	

法律名：石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年6月18日	施行年月日：平成20年12月1日
法律番号：77	主管部局：労働基準局労災補償部労災管理課（環境省と共管）
<p>1 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大 療養開始日から医療費・療養手当を支給する。 ※ ただし、遡及は認定申請から3年前まで ※ 医療費等（医療費＋療養手当＋葬祭料）が特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金＋特別葬祭料。計約300万円）に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。</p> <p>2 制度発足後における未申請死亡者の扱い (1) 請求可能期間 支給の請求可能期間を死亡から5年とする。 (2) 未申請死亡者への救済給付内容 特別遺族弔慰金等（約300万円）を支給する。</p> <p>3 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の拡大 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を平成24年3月27日までに延長する。</p> <p>4 特別遺族給付金の支給対象の拡大 特別遺族弔慰金の支給対象を平成18年3月26日までに死亡した労働者（又は特別加入者。）の遺族※へと拡大する。 ※ 労働者災害補償保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限る。</p> <p>5 事業所の調査等 国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。</p>	

法律名：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年6月18日	施行年月日：平成20年12月15日
法律番号：78	主管部局：健康局総務課
<p>1 趣旨 国内に居住地及び現在地を有しない者について、現行の来日して申請する方法に加え、日本国外において被爆者健康手帳の交付申請を可能にする。</p> <p>2 内容 (国内に居住地及び現在地を有しない者の被爆者健康手帳の交付申請) 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者で、国内に居住地及び現在地を有しないものは、政令で定めるところにより、その者が被爆したとする場所の所在地を管轄する都道府県知事（広島県知事、長崎県知事、広島市長又は長崎市長）に申請するものとする。</p>	

法律名：ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
公布年月日：平成20年6月18日	施行年月日：平成21年4月1日
法律番号：82	主管部局：健康局疾病対策課
<p>【目的】 国の隔離政策に起因するハンセン病の元患者等の福祉の増進等に関し、なお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に必要な事項を定める。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「らい予防法の廃止に関する法律」（H8制定）の廃止 同法を廃止し、同法に規定されていた国立ハンセン病療養所への在園保障の根拠規定等を、この法律に制定し直す。 国立ハンセン病療養所等の在園・生活水準の保障 従来から行われている入所者・再入所者の在園及び生活水準の保障に加え、以下の措置を新たに実施。 <ol style="list-style-type: none"> 国立ハンセン病療養所の土地設備を地域住民等の利用に供することを可能とする。 新たに「非入所者」（※）が希望すれば、国立ハンセン病療養所に入所できることとする。 国立ハンセン病療養所の生活環境及び医療環境の整備 （医師、看護師、介護員の確保など） 私立ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保 ※「非入所者」・・・らい予防法廃止（H8.3.31）までに、国立ハンセン病療養所に入所したことがないハンセン病の元患者であって、厚生労働大臣が定めるもの 社会復帰の促進・社会内生活の援助 退所のための準備金、退所者給与金・非入所者給与金の給付、相談・情報提供の実施など、現在予算事業等で行っているものについて法律上明確化 名誉回復・死没者の追悼 歴史啓発、ハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存、死没者の追悼など 	

法律名：労働基準法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成20年12月12日	施行年月日：平成22年4月1日
法律番号：89	主管部局：労働基準局監督課
<ol style="list-style-type: none"> 趣旨 長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。 概要 <ol style="list-style-type: none"> 時間外労働の制限 ・法定割増賃金率について、1か月60時間を超える時間外労働については、現行の25%以上から50%以上に引き上げる（中小企業については、当分の間、適用を猶予する。） ・事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（25%から50%に引き上げた差の25%分）の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができることとする。 ・「時間外労働の限度基準」（平成10年労働省告示第154号）において、以下の事項を定めることとする。 <ol style="list-style-type: none"> 特別条項付きの時間外労働協定では、限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること ①の率は法定割増賃金率（25%以上）を超える率とするよう努めること 限度時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めること 年次有給休暇 ・現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされているが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できることとする。 	

法 律 名：障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成20年12月26日	施行年月日：平成21年4月1日（一部施行期日が異なるものについては下記参照）
法 律 番 号：96	主管部局：職業安定局障害者雇用対策課
<p>内容：</p> <p>中小企業における障害者雇用を促進することや、短時間労働への対応を図ることなどにより、更なる障害者の促進を図るため、法改正を行った。その概要は以下のとおり。</p> <p>1 中小企業における障害者雇用の促進</p> <p>① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大 障害者雇用納付金制度が適用される対象を常用雇用労働者が101人以上である中小企業に段階的に拡大（平成22年7月から、常用雇用労働者201人以上の事業主、平成27年4月から常用雇用労働者101人以上の事業主）</p> <p>② 障害者雇用率制度における算定の特例 中小企業が事業協同組合等を活用し、共同で障害者を雇用して事業を行う場合に、その事業協同組合等と組合員である中小企業の実雇用率を通算できる仕組みを創設（平成21年4月から）</p> <p>2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し 短時間労働者を雇用義務の対象として追加し、障害者雇用率制度において、短時間労働者を0.5人としてカウント（平成22年7月から）</p> <p>3 その他 特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を算定できる仕組みの創設（平成21年4月から）</p>	

法 律 名：国民健康保険法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成20年12月26日	施行年月日：平成21年4月1日
法 律 番 号：97	主管部局：保険局国民健康保険課
<p>内容：</p> <p>国民健康保険の保険料の滞納により交付される資格証明書の取扱いについて、資格証明書の交付世帯における中学生以下の被保険者には資格証明書を交付せず、有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとした。</p>	

法律名：雇用保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年3月30日	施行年月日：平成21年3月31日
法律番号：5	主管部局：職業安定局雇用保険課
<p>(内容)</p> <p>現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図るため、雇用保険制度について、以下の改正を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化 運用上の適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大した上で、契約更新がされなかったため離職した有期契約労働者について、被保険者期間が6か月で受給資格を得られるようにするとともに、解雇等の離職者と同様の給付日数とする。 2 再就職が困難な場合の支援の強化 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長する。 3 安定した再就職へのインセンティブ強化 再就職手当について、給付率の引上げ・支給要件の緩和を行い、また、常用就職支度手当について、給付率の引上げ・支給対象者の拡大を行う。 4 育児休業給付の見直し 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業中に支給する。 5 雇用保険料率の引下げ 失業等給付に係る雇用保険料率を、平成21年度に限り、現行の1.2%から0.8%に引き下げる。 	

法律名：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成21年3月31日	施行年月日：平成21年4月1日
法律番号：15	主管部局：社会・援護局援護課
<p>平成21年4月1日における戦没者等の遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の無利子の国債を支給する。</p>	